

# 地方自治体からの要望 について

## 支援費制度の円滑な施行について

### 【提言・要望先】

社会・援護局

### 【提言・要望の趣旨】

支援費制度において、地域間での不均衡が生じることなく、事業者の確保が十分図られるよう事業者指定基準の要件を緩和すること、及び市町村がサービス提供に必要な財政負担を増大させることのないよう国が責任をもって対応し、支援費制度の円滑な施行について万全を期すること。

### 【提言・要望の背景・理由】

平成15年4月から支援費制度がスタートしましたが、ホームヘルプサービスに補助限度額を設けたり、不足する財源を市町村に負担させることは、支援費制度に対する信頼を揺るがすことにつながります。

特に、知的障害者の地域での生活を支援する知的障害者地域生活援助事業（グループホーム）において、事業者の指定と事業者が行うサービスの提供に対する助成が連動していないため、施設の整備が進んでおりません。また、地域における障害者の生活を支え、様々なサービスを組み合わせるためのケアマネジメント制度が確立されていないため、利用者の立場に立ったサービスの提供に支障をきたすおそれがあります。

さらに、本県の中山間地域・過疎地域では、現行の人員基準を満たして障害者のみのデイサービスを提供することは困難であることから、サービス提供事業者が少ない状況にあります。

### 【提言・要望の具体的内容】

#### 1 支援費制度実施にかかる財源の安定確保

利用者の実態に応じて必要なサービスを提供するため、支援費制度実施に要する財源を安定的に確保できる措置を講じること。

#### 2 知的障害者地域生活援助事業（グループホーム）の見直し

知的障害者の地域での居住の場であるグループホームについて、障害者のニーズに十分対応できるよう、県が行う事業者の指定と知的障害者地域生活援助事業への助成が連動する仕組みを確立すること。

#### 3 障害者ケアマネジメント制度の確立

ケアマネジメントを支援費制度上に位置づけ、障害者のニーズと福祉サービスが適切に結びつく仕組みを確立すること。

#### 4 デイサービス事業者指定基準の要件緩和

デイサービス事業者の確保が困難な地域においては、介護保険法の指定を受けたデイサービス事業者が障害者を受け入れることができるように、地域の実情に応じて、支援費にかかるデイサービス事業者の指定基準の要件を緩和すること。

## 平成15年度中に都道府県等からいただいた要望②

### 提案の概要（具体的な内容）

#### ① 支援費制度の安定的な運営を図るため次の措置を講じること

- ア 地方公共団体の公費負担に対して、必要かつ十分な財政措置を講じること。  
特に、支援費制度の実施に併せて事務が移譲された市町村にあつては、制度実施に伴い財政負担の増加が生じるところであり、当該市町村において円滑な事務の執行が行われるよう、十分な財政措置を将来にわたり講じること。
- イ 市町村が障害者の必要な支援等に応じて適切に支給決定できるよう、居宅生活支援費については、十分な予算を確保するとともに、市町村の超過負担が生じないように、利用状況に応じた補助基準の適切な見直しを行うこと。

#### ② 支援費制度の的確な見直しを行うこと

- ア 利用者が少ない中山間地域においても、十分なサービス提供体制を確保するため、特にデイサービス事業者の参入が図られるよう、次の事項について検討を行い早期に見直しを行うこと。  
(ア) 介護保険法上の指定通所介護事業所に係る指定要件の緩和  
(イ) 当該地域の事業所への支援費加算等  
(ウ) 当該地域以外の事業所が中山間地域等の利用者にサービスを提供する場合の送迎加算の引き上げなど
- イ 利用者の特性等に応じたサービス提供がなされるよう、指定居宅介護事業者において障害者ケアマネジメントを実施した場合は、ケアマネジメントに係る支援費を加算するなど、支援費制度においてもケアマネジメントの制度化を図ること。

## 平成15年度中に都道府県等からいただいた要望③

### 5 障害者福祉施策の拡充について

#### 【要望事項】

- 障害者自らがサービスを選択して利用する支援費制度の円滑な実施を図り、また、障害者の自立と社会参加を推進するため、総合的な障害者施策を推進すること。
  - ① 障害児（者）の宿泊を伴う短期入所について、通いなれた通所施設や、身近な地域の中で施設に併設せずに設置された事業所でも実施できるように短期入所事業の実施要件を緩和すること。
  - ② 児童デイサービス事業について、中学校進学後も継続的な訓練や日中活動の場として利用できるよう、18歳までを対象とするサービスとして事業規制及び国庫補助を行うこと。
  - ③ 支援費対象サービスの利用を含め、障害児（者）が住み慣れた地域で暮らしていくための障害者ケアマネジメントによる相談支援事業について、一般財源化が行われたところであるが、国として、今後の制度上の位置付けや普及促進策について、高齢者施策分野における状況も踏まえつつ、速やかに検討を行い、財政支援等必要な措置を講じること。
  - ④ 知的障害者グループホームについて、地域生活移行の促進という観点から、指定箇所数や利用者数に見合った国庫補助を行うこと。
  - ⑤ 重症心身障害者や身体障害者が利用できるグループホームの制度を創設すること。
  - ⑥ 障害者の職業生活を支援するため、知的障害者生活支援事業からの移行等によって、障害者就業・生活支援センターの箇所数増を図ること。
  - ⑦ 今後ニーズの伸びが見込まれる障害者福祉サービスの在り方やその裏付けとなる財源確保の在り方について検討を行い、方向性を明らかにすること。

## 平成15年度中に都道府県等からいただいた要望③-2

### 【現状・課題】

- 宿泊を伴う短期入所事業は、現在入所施設に併設されたものに限られていますが、障害児(者)が安心して在宅生活を続けていくためには、在宅の障害児(者)が身近なところで短期入所を利用できる環境をつくる必要があります。
- 児童デイサービス事業は小学生以下、者のデイサービス事業は18歳以上の利用となっており、中学、高校生の時期は利用できるデイサービス制度がありません。中学、高校生時期の放課後の訓練、活動等の支援のために児童デイサービス制度の改正が必要です。
- 障害者の多様なニーズに対応するには、ケアマネジメントによる相談が重要ですが、介護保険制度における居宅介護支援や老人在宅介護支援センターに相当するものが支援費制度には位置づけられていません。障害児(者)の地域生活を支援する上で必須であるケアマネジメントについて、その位置づけや普及促進策を講じる必要があります。
- 支援費制度においては、要件を満たした事業所を指定することになっていますが、知的障害者グループホームについては、指定事業所数や利用者数と国庫補助の関係が不明確であり、対応に苦慮しています。グループホームの普及を図り、施設から地域生活への移行を進めるためには、指定箇所数や利用者数に見合った国庫補助が必要です。
- 現在の制度上、重症心身障害者の生活の場は、施設入所か自宅かの選択しかありません。重症心身障害者や身体障害者の自立を促すためにも、地域での生活の場として、重症心身障害者や身体障害者が利用できるグループホームの制度化が必要です。
- 障害者が地域で就労しながら社会生活を営むためには、働く障害者の身近な地域で、雇用、福祉、教育等の関係者の連携の下、就業面と生活面の双方から一体的、効果的に行う体制づくりが必要ですが、障害者就業・生活支援センターが各都道府県1か所では全領域をカバーすることは困難です。
- 障害者本人の社会生活力を高め、入所中心から地域移行を進めていくという中では明らかにホームヘルプサービス等福祉サービスの増加が見込まれますが、その財源を新たに確保するための仕組みを検討しなければ、ニーズではなく専ら財政のみによってサービスの供給量が決まるという弊害を招きかねません。

## 平成15年度中に都道府県等からいただいた要望④

### ◆ 一人ひとりの自立と社会参加の促進

#### 14 総合的な障害者施策の充実

- (1) 支援費制度における利用者負担徴収方法の見直し等利用者にわかりやすい仕組みの構築
- (2) 支援費制度における障害者ケアマネジメントの明確な位置づけ及びその人材の養成及び確保への支援
- (3) 「市町村障害者生活支援事業」及び「障害児（者）地域療育支援事業」の一般財源化の見直し
- (4) 障害児・障害者の別や、障害区分別にそれぞれ異なる仕組みがとられている諸施策の統一・簡素化
- (5) 利用実態、地域事情を踏まえた在宅福祉制度の拡充・整備
- (6) 障害の重度化・重複化、障害者の高齢化に対応した施設整備・施設運営の充実
- (7) 障害者雇用促進及び小規模作業所の社会福祉法人への移行支援を含む福祉的就労の充実
- (8) 障害者の日常生活を援助する身体障害者補助犬の育成・普及施策の充実及びスポーツ・文化芸術活動への支援
- (9) 障害者の専門相談事業など権利擁護施策の充実
- (10) 重度障害者などの移動支援のため、社会福祉協議会、ボランティアグループなど民間団体が実施する移送サービスについての関係法令の整備
- (11) 呼吸器機能障害2級の創設及びぼうこう直腸機能障害中の「高度の排尿又は排便機能障害」における原因疾患等を限定した身体障害認定基準の改善
- (12) 障害者の自立支援に役立つIT関連機器の開発とIT機器を活用した就労機会の拡大
- (13) 障害者のコミュニケーションを支援するための手話通訳等の配備と、必要な人材の確保を内容とする法の整備
- (14) 精神障害者の在宅福祉サービスの法定化に伴い、地方自治体等が手帳制度や社会適応訓練事業制度等を円滑に運用するための財源措置

## 平成15年度中に都道府県等からいただいた要望⑤

- 2 社会福祉施設等の整備促進及び円滑な運営並びに福祉・保健に係る人材の確保ができるよう、以下の諸点について特段の配慮をされたい。
  - (1) 老人福祉施設の整備及び運営に係る必要な財政措置や補助制度の充実を図られたい。
  - (2) 障害者施設の整備及び運営に係る必要な財政措置や補助制度の充実を図られたい。
  - (3) 医療施設（病院、診療所）の整備及び運営、医療従事者の確保対策事業について補助制度の充実を図られたい。
  - (4) 保健師の設置について財政措置の充実を図られたい。
- 3 障害者の主体性、自立性の確立を支援するため、所要の施策の充実が図られるよう、以下の諸点について特段の配慮をされたい。
  - (1) 平成15年4月から施行された支援費制度については、利用者にとって真に有益な制度となるよう円滑な施行を図るとともに、障害者に対するケアマネジメントの位置付けの明確化、支援費基準額の増額と適正な利用者負担基準の設定について配慮されたい。
  - (2) 知的障害者グループホームに対する補助制度を拡充するとともに、身体障害者グループホーム事業を創設されたい。
  - (3) 各種障害者施策の3障害（身体・知的・精神）相互利用の促進を図られたい。
  - (4) 精神障害者の社会的入院解消のため、退院促進支援事業の充実を図られたい。
- 4 少子・高齢社会の進展等に伴う多様な福祉ニーズに適切に対応できるよう、以下の諸点について特段の配慮をされたい。

## 平成15年度中に都道府県等からいただいた要望⑥

### 5 障害者福祉施策における支援費制度への円滑な移行について

社会・援護局  
障害保健福祉部

平成15年度から障害者福祉サービスが支援費制度に移行しましたが、利用者本位という制度の趣旨が生かされ、障害者福祉サービスの充実を図るため、制度運用の実態を踏まえ、次のような措置を講じることを要望します。

- (1) 本制度が将来にわたり安定的に運営されるよう、地方公共団体の財政負担及び事務負担に対する十分な財源措置を講じるとともに、早期の交付決定を行うこと。
- (2) 地域間での不均衡が生じることなく、利用者がサービスを選択できる十分な事業者の確保が図られるよう、制度施行後の運営実態を踏まえ、地域性(積雪、寒冷、広域)やサービスを担う人材確保及び利用者の適切な処遇に配慮した指定基準、支援費基準の見直しを図ること。  
特に、現行の事業者指定基準では、デイサービスについて、人口規模の小さい地域等における事業者の参入が困難となっているので、地域の実情を踏まえた事業者指定基準の見直しを行い、適切な緩和措置を講じること。
- (3) 障害者が自ら必要なサービスを選択し、できる限り地域で自立した生活を送るためには、サービス提供基盤の整備が不可欠であることから、施設整備や在宅福祉事業等に係る十分な財政措置を講じること。  
特に、知的障害者グループホームについては、利用希望者及び参入事業者の一層の増加が見込まれるため、基盤整備を促進するための十分な財源措置を講じること。



## 平成15年度中に都道府県等からいただいた要望⑥-2

- (4) 障害のある児童が、将来とも地域で生活していくためには、「日常生活における基本動作の指導及び集団生活への適応の訓練を行う」児童デイサービスが効果的であり、幼児から18歳まで切れ目なくデイサービスを受けられる環境づくりが重要であるが、支援費制度においては、依然児童デイサービスの対象者は従前と同じ原則学齢児までであることから、児童デイサービスの対象者を18歳まで拡充するとともに、併せて国庫補助の対象とすること。

また、満15歳以上の児童については、障害者施設と同様に、援護の実施者が適当と認めた場合には、身体障害者及び知的障害者デイサービスを利用できるよう要件を緩和すること。

- (5) 障害者の地域生活を支援するために、障害者ケアマネジメントを支援費制度上に位置付け、障害者のニーズと福祉サービスが適切に結びつく仕組みを確立すること。

- (6) 障害者福祉サービスを介護保険の対象とすることについて速やかに検討を開始すること。

税源移譲と国庫補助負担金の廃止・縮減に関する緊急提言  
 ～地方分権推進のための三位一体改革の早期具体化について～

(全国市長会) 抜粋

(別紙 1)

国庫補助負担金の廃止・縮減の検討結果について (概要)

1 廃止・縮減の検討対象とした補助金

(単位：百万円)

総 額 (123件)	15,272,435
------------	------------

2 廃止して、税源移譲すべき主な補助金

総 額 (101件)	5,855,242
1. 国庫負担金 (経常的経費分野)	
<u>児童保護費等負担金</u>	766,214
公営住宅家賃対策等補助	120,990
<u>身体障害者保護費負担金</u>	97,693
養護老人ホーム等保護費負担金	56,211
保健事業費等負担金	31,907
地籍調査費負担金	13,040
2. 国庫補助金 (経常的経費分野)	
<u>在宅福祉事業費補助金</u>	111,762
交通安全対策特別交付金	82,170
<u>児童保護費等補助金</u>	64,408
幼稚園就園奨励費補助金	17,982
介護保険事務費交付金	30,491
農業委員会交付金	11,605
など	
3. 国庫補助負担金 (公共事業分野)	
下水道事業費補助	843,461
地方道整備臨時交付金	703,300
廃棄物処理施設整備費補助	146,136
公営住宅建設費等補助	135,884
都市公園事業費補助	89,710
農業集落排水事業費補助	79,260
都市河川改修費補助	42,533
など	
4. 国庫補助負担金 (3以外の投資的経費分野)	
水道施設整備費補助	135,078
社会福祉施設等施設整備費補助金	107,173
交通安全施設等整備事業費補助	91,927
公立学校施設整備費負担金	86,554
まちづくり総合支援事業費補助	50,668
農村振興対策事業費補助金	41,531
など	

(参 考)

廃止すべき国庫補助負担金とその税源移譲額の試算結果

1. 国庫負担金（経常的経費分野）

1,086,055

税源移譲額 1,083,447

(1) 削減額全額を税源移譲すべきもの

総 額 (5件)	
児童保護費等負担金	766,214
公営住宅家賃対策等補助	120,990
身体障害者保護費負担金	97,693
養護老人ホーム等保護費負担金	56,211
保健事業費等負担金	31,907

(税源移譲額) 1,073,015

(2) 所要額を税源移譲すべきもの

総 額 (1件)	
地籍調査費負担金	13,040

(税源移譲額) 10,432

2. 国庫補助金（経常的経費分野）

679,389

税源移譲額 609,931

(1) 削減額全額を税源移譲すべきもの

総 額 (7件)	
在宅福祉事業費補助金	111,762
交通安全対策特別交付金	82,170
児童保護費等補助金	64,408
精神保健対策費補助金	23,052
身体障害者福祉費補助金	18,146
幼稚園就園奨励費補助金	17,982
要保護及準要保護児童生徒援助費補助金	14,580

(税源移譲額) 332,100

## 「三位一体の改革に関する提言」（全国知事会）抜粋

(別表)

### 廃止して税源移譲すべき主な国庫補助負担金

- ・ 地方公共団体の事務として、同化、定着、定型化しているもの（法施行事務費、公共施設の運営費、公共施設の設備整備費及び職員設置費）に係る国庫補助負担金については原則として廃止し、その所要額を地方に税源移譲すべきである。
- ・ 少額及び低率の国庫補助負担金について、原則的に廃止することとする。地方が引き続き実施するものについて、その所要額を地方に税源移譲すべきである。
- ・ 都道府県に対する意向調査に基づき、廃止すべきと判断した主な国庫補助負担金を分野別に示すと次のとおりである。
- ・ 「都道府県への交付額」は推計により算出したものであり、確定数値ではない。

区分	国庫補助負担金名	都道府県への交付額 (百万円)
社会 保障	<u>児童保護費等補助金</u>	24,904
	児童育成事業費補助金	13,965
	<u>在宅福祉事業費補助金</u>	44,084
	軽費老人ホーム事務費補助金	12,575
	社会福祉施設等施設整備費補助金	107,173
	<u>身体障害者保護費負担金</u>	30,725
	医療施設運営費等補助金	15,538
	医療施設等施設整備費補助金 (保健衛生施設整備費)	15,872
	<u>児童保護費等負担金</u>	361,123
	<u>精神保健対策費補助金</u>	67,958
教育・文化	私立高等学校等経常費助成費補助金	100,150
	公立学校施設整備費補助金	11,369

(別表)

平成16年度において廃止して税源移譲すべき主な国庫補助負担金

- 地方公共団体の事務として、同化、定着、定型化しているもの（法施行事務費、公共施設の運営費、公共施設の設備整備費及び職員設置費）に係る国庫補助負担金については原則として廃止し、その所要額を地方に税源移譲すべきである。
- 少額及び低率の国庫補助負担金について、原則的に廃止することとする。地方が引き続き実施するものについて、その所要額を地方に税源移譲すべきである。
- 都道府県に対する意向調査に基づき、優先して廃止すべきと判断した主な国庫補助負担金を分野別に示すと次のとおりである。
- 「都道府県への交付額」は推計により算出したものであり、確定数値ではない。

区分	国庫補助負担金名	都道府県への交付額 (百万円)
社会保障	児童保護費等補助金	24,904
	身体障害者福祉費補助金	5,904
	児童育成事業費補助金	13,965
	在宅福祉事業費補助金	44,084
	軽費老人ホーム事務費補助金	12,575
	社会福祉施設等施設整備費補助金	107,173
	職業能力開発校設備整備費等補助金 (職業能力開発校施設整備等事業費)	3,588
	職業転換訓練費交付金	3,430
	身体障害者保護費負担金	30,725
	医療施設運営費等補助金	15,538
	医療関係者養成確保対策費等補助金	9,267
	離職者等職業訓練費交付金	8,856
	医療施設等施設整備費補助金 (保健衛生施設整備費)	15,872
	職業転換訓練費負担金	3,169
	保健衛生施設等設備整備費補助金	5,141
疾病予防対策事業費等補助金	6,798	